

表6（長期使用構造等確認の申請 料金表）

【 一戸建ての住宅 】

(単位:円、消費税別)

	単独申請の場合	住宅性能評価 ^{注3} と併せた申請の場合	—
審査料金	43,500	7,000	—

【 共同住宅等 】

(単位:円、消費税別)

延べ面積	500㎡以下	500㎡超 1,000㎡以下	1,000㎡超 3,000㎡以下	3,000㎡超 5,000㎡以下	5,000㎡超 10,000㎡以下	10,000㎡超
単独申請の場合	102,500	161,500	330,000	588,500	1,010,000	別途見積
住宅性能評価 ^{注3} と併せた申請の場合	(11,000+M× 2,500)	(19,000+M× 2,500)	(38,000+M× 2,000)	(760,000+M× 2,000)	(95,000+M× 1,500)	別途見積

(注1) **評価等業務**(住宅性能評価業務及び長期使用構造等確認の業務)の範囲:当センター住宅性能評価業務規程(第6条)による。

(注2) M:評価対象住戸数

(注3) 当センターへの**設計住宅性能評価申請**と併せて**長期使用構造等確認の申請**を行う場合の住宅性能評価の料金は「**評価料金表**」をご参照下さい。

(注4) 住宅型式認定・型式住宅部分等製造者認証等、審査の省略が見込まれる場合は審査料金の割引が適用される場合があります。

(注5) 限界耐力計算等の特別な計算方法による場合は別途審査料金が加算されます。

(注6) 直前の**長期使用構造等確認**を当センターが行っている場合の**変更長期使用構造等確認の申請**は直前の確認時の料金の2分の1の額とする。(注7) 直前の**評価等業務**を他機関が行っている場合の**変更長期使用構造等確認の申請**は、新たな単独申請とみなし上表の額を適用します。(注8) **軽微変更該当証明申請**は、一戸建ての住宅:5,000円(税別)、共同住宅等:(5,000円+1,000円×変更住戸数)(税別)とします。

(注9) 確認書や軽微変更該当証明申請の再発行手数料5,000円(1通当り、税別)

附則:本料金表は令和4年4月1日から施行する。